

食管法が改正されました

食糧管理法が今年の1月、30年ぶりに改正されました。

食糧管理法は昭和17年、食糧不足の時代にできた法律で、不足する食糧を国民に公平に分配するかということが考え方の基本となっていました。ところが最近のように米の生産が過剰傾向になってくると、実態に合わない制度のしく

みが目立つようになってきました。このため、国民の食糧である米の全量を政府が管理し、これを安定的に供給するという食管制度の基本的な考え方は維持しながら、米の過剰や不足などいかなる事態にも対応できるような制度に再編成されたものです。

生産者段階での主な改正内容

(1) 米を政府米、自主流通米として、また限度数量を超える分については超過米として出荷するしくみは変わっていません。米は全量を農協などの一次集荷業者へ出荷してください。集荷業者の資格のない者に米を売り渡すことは禁じられています。

なお、特定米穀集荷業者制度が新設されました。いわゆる「くず米」についても、検査を受けて特定米穀集荷業者の資格のある者に出荷してください。

(2) 米の譲り渡しの制限が緩和されました。ア、親類縁者などに米を贈る、いわゆる「縁故米」が認められました。縁故米の量、回数などは特に制限されていませんが、縁故米に名を借りた不正規流通は厳しく取り締まられることになっています。

イ、玄米に換算して30kg以下の米を有償で譲り渡すことが認められました。譲り渡しの方法は物々交換、現物支払いなどの方法に限られており、売り渡すことは認められていません。

また30kgというのは一つの譲渡行為についてであって、同一人に対して何回かにわけて譲渡するような行為をも認めるものではありません。

ウ、生産者の譲渡行為には、それが無償であると有償であることを問わず、政府米または自主流通米として出荷した後でなければ行ってはならないという条件がつけられています。ご注意ください。

流通段階での主な改正内容

(1) 集荷業者制度

これまでは農協など生産者から直接集荷を行う者についてだけ農林水産大臣の指定を要することとされていましたが、法改正によって集荷業者は、次の区分によりそれぞれ農林水産大臣の指定を要することになりました。

一次集荷業者

生産者から直接集荷を行う者
(従米の集荷業者)

二次集荷業者

一次集荷業者から集荷を行う県段階の団体(県経済連、県集荷組合)

特定米穀集荷業者

くず米、砕米等のみの集荷を行う者

(2) 販売業者制度

卸売業と小売業については1年ごとに更新する知事の登録制であったものが、3年ごとに更新する知事の許可制に改められました。また、くず米、砕米等のみの販売を行う者は、「特定米穀販売業者」として新たに知事の許可を受けなければならないことになりました。

消費者段階での主な改正内容

(1) 食管法成立以来40年にわたって続いてきた配給制度が廃止され、政府が責任をもって計画的に供給するしくみに改められました。これに伴って「配給制当」という考え方も必要がなくなりましたので「米穀通帳」が廃止され、あわせて旅行証明の制度も廃止されました。

また「米穀通帳」を発行する必要がなくなったため、そのために設けられていた転出する場合の転出証明手数料が無料となりました。

(2) 法改正前は厳しく規制されていた輸送制限が解除されました。このため、遠方にいる子弟や知人に米を送る場合、これまでのように中味をいも、や本、などと偽る必要がなくなりました。

(3) 米飯提供業者登録制度が廃止されました。このため、食堂等を開設するにあたっては、食糧管理関係の手続きは要しないことになりました。

(4) 正規のお米屋さんには「知事許可販売店」の標識が店頭に掲示してあります。お米はこの標識のある店から買いましょう。